

町村自治確立研究会8月例会について

文責：担当理事・初村尤而

[日 時] 2013年8月26日(月)午後2時～4時30分

[場 所] 大阪自治体問題研究所会議室

[内 容]

1. 第30次地方制度調査会最終答申の学習(レジュメ参照)

柏原先生から、第30次地方制度調査会最終答申「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(6月25日)の内容について説明があった(内容は『住民と自治』9月号参照)。また、地制調答申のテーマでもある大都市の特別区(大阪都構想)について「事務局パッケージ」の問題点についても話された。

ディスカッションのテーマとして大都市が抱える問題と制度問題についての「思考実験」・論点が提起された。

柏原先生が提起された「思考実験」

- ・大都市問題の出発点は、経済・社会の単位が都市ではなく、都市圏で、自治体の枠組みとの乖離が生じていること。大都市の再編は世界的共通課題である。
- ・最近の新しい動きとして、(a) 住民自治と団体自治が作用する空間を分ける考え。例：伊賀市自治基本条例、(b) 民間を公共サービスの担い手とし、自治体は住民のまちづくりの条件整備を担う。
- ・住民自治の条件とは何かー公選首長・議会をおけば住民自治になるのか、都市内分権で住民自治を満足できるか、など

出された意見など

- ・答申は住民自治を都市内分権に限定しているのではないか。
- ・答申は、三大都市圏では都市機能の「集約とネットワーク」は「水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担」なものでなくてはならないと提起している。地方圏での実態(例えば定住自立圏など)を知りたい
- ・市町村合併の検証があまり進んでいないようだ。
- ・地制調答申には、制度論だけで、「現状認識」に生活の視点がないように思う。
- ・町村の住民は、大都市に出かけて行って夜に帰ってきた「夜間人口」が幸せに暮らせるようにとい思いで活動している。昼間のことへの関心は低かった。
- ・大阪都市圏では、大阪市の中心地域の所得水準が低く、しかし多くのサービスを担わされている実態、財政措置も不十分。
- ・自治体とは何か。1963年の最高裁判決^(注1)では「共同体意識」が重視されている。大阪市レベルでは共同意識があるのかどうか疑問。

(注1) 柏原先生が地方公共団体(自治体)の意義についての最高裁判決(1963年3月27日)は次のものです。「単に法律で地方公共団体として取り扱われていることだけで

はならず、事実上住民が経済的文化的に密接な共同生活を営み、共同体意識を持っているという社会的基盤が存在し、沿革的にみても、また現実の行政のうえにおいても相当程度の自主立法権、自主行政権、自主財産権等地方自治の基本的機能を附与された地域団体であることを必要とする」

[次回例会の予定]

次回例会を、10月21日（月）午後2時～4時30分に研究所にて開きます。テーマは各町村の2012年度決算状況の特徴・問題点・争点などを話し合います。